社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会社会福祉士実習生受け入れに関する要領

（趣旨）

第１条 この要領は、社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、社会福祉士の受験資格取得を目指す学生に必須とされるソーシャルワーク実習（以下「実習」という。）について、その受け入れに関する必要な事項を定めるものとする。

（実習対象者）

第２条 実習生は原則として、大学等の教育機関（以下「教育機関」という。）に在籍する学生とし、次のいずれかの要件に該当する者とする。

（１） 実習生本人が瀬戸内市内（以下「市内」という。）在住者もしくは実家が市内である者。

（２） 本会会長（以下「会長」という。）が特に必要と認めた者。

（受け入れ人数）

第３条 実習生の受け入れは原則として、１回の受け入れ期間につき２名以内とする。ただし、会長が受け入れ可能と判断した場合はこれに限らない。

（期間）

第４条 申請期間は、実習を行う前年度１月から２月末とする。

２ 実習生の受け入れ期間は、８月から９月末までとする。ただし、会長が受け入れ可能と判断した場合はこの限りではない。

（受け入れ申請及び決定）

第５条 教育機関は、実習を行う前年度の２月末までに所定様式（様式第１号）を用いて、会長に申請する。

２ 会長は、第２条の要件を満たす実習希望者を選考し、教育機関に実習生の受け入れ可否の決定を通知するものとする。

（服務）

第６条 実習生は、本会の職務の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしてはならない。

２ 実習生は、実習中に知り得た個人情報をはじめ職務上の情報を他に漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。

３ 実習生は、実習中においては、本会職員の指示に従わなければならない。

（実習謝礼）

第７条 実習謝礼については、実習依頼元である教育機関の基準額を準用し、実習生個人からの申し出は一切受け付けないものとする。

（実習に係る費用負担）

第８条 実習に係る費用の一切は、実習生個人または教育機関の負担とする。

（事故責任）

第９条 実習期間中の事故等に伴う災害補償については、次のとおりとする。

（１） 実習期間中の事故等に伴う災害や特定感染症（新型コロナウイルス感染症を含む）に罹患した場合、実習受け入れ施設または第三者等に損害を与えた場合は、速やかに法令等に従って処理し、当該処理にかかる費用及び補償については、実習生または教育機関が負担するものとする。

（２）通勤途上の事故等について、本会は一切の責任を負わないものとする。

（３）上記（１）から（２）に基づく保険の利用に関する手続きは教育機関もしくは本人が行うものとし、本会は保険等の斡旋及び手続きは行わないものとする。

（実習の中止）

第１０条 会長は、実習生が第６条の規定に違反し、または実習生としてふさわしくない行為があった場合は、当該実習を中止することができる。実習を中止した場合は、速やかに教育機関にその旨を通知する。

２ 実習生の賠償等に関する最終的な責任は、実習生個人及び教育機関で負うものとする。

（指導員）

第１１条 実習指導担当者（以下「指導員」という。）は、実習生の指導及び助言にあたることとする。

２ 指導員は、実習生に対する実習計画表を作成し、実習の適正かつ効果的な実施に努めるものとする。

（指導要領）

第１２条 本会は、実習生の主体性を尊重し、実習生の希望に応じて各事業担当者との調整を図り指導を行う。

２ 本会は、通常の業務時間内で指導を行うものとする。ただし、時間外や休日などの業務の際は、教育機関及び実習生の了解を得て実施することができる。

（その他）

第１３条 この要領に定めのない事項については、会長が別に定める。

２ 実習に関し疑義が生じた事項については、本会、教育機関、実習生が協議の上で決定するものとする。

附 則

この要領は、令和７年１月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

社会福祉士実習生の受け入れに関する申請書

社会福祉法人瀬戸内市社会福祉協議会

会 長 日 下　英 男 　様

教育機関名：

代 表 者 名： ㊞

担 当 者 名：

所 在 地：

連 絡 先：

下記のとおり、貴会での社会福祉士の受験資格取得のためのソーシャルワーク実習の受入れを希望します。

記

１．実習希望者について

本人氏名：

本人連絡先（携帯電話番号）：

学年・学部・学科：

実習希望日数及び希望時間：

現住所：

帰省先住所：（現住所と同じ場合は同上と記入すること）

２．瀬戸内市社会福祉協議会を実習先として希望した理由　　　　　　　　　　　　（※別紙記入可）

（学生記入）

３．実習で何を学びたいか　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（※別紙記入可）

（学生記入）